

令和8年度 市・県民税等の申告書の書き方

※申告書には、マイナンバーの記載と本人確認が必要です。

令和8年1月1日現在、小矢部市内に居住され、令和7年中、以下に該当する方は市県民税の申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告をされた方は市県民税の申告をする必要はありません。

- (1) 営業、農業、不動産、配当、一時金などの所得があった方
- (2) 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得があった方
- (3) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等以外に20万円以下の所得があった方
 ※(2)(3)の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。
 ※(1)～(3)の収入において所得金額が20万円超の場合、所得税の確定申告が必要となることがあります。
- (4) 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受けた方
 ※源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加で受けた場合は、申告が必要です。
- (5) 収入のなかった方又は非課税収入(遺族年金や障害年金等)のみの方で、どなたにも扶養されていない方、小矢部市外の親族に扶養されている方
 ※収入のなかった方(親族に扶養されている方を含む)であっても、国民健康保険税の算定や各種福祉関係の助成、所得の証明などの行政サービスを受けるために市県民税の申告が必要となる場合があります。

1 収入金額等

「2 所得金額」の種類に応じてその収入金額(必要経費を差し引く前の金額)を申告書のア～シの欄に記入してください。

2 所得金額(所得＝前年中の収入金額－必要経費)

(1円未満切捨て)

種 類	内 容	添付する書類																												
営 業 等	卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員、大工、漁業等による所得	必要経費、 所得金額算定 に必要な 収支内訳書																												
農 業	米・麦・野菜・花・果樹等の生産や栽培等による所得																													
不 動 産	不動産(地代、家賃、駐車場)の貸付、土地や家屋の権利金等による所得																													
利 子	公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得																													
配 当	株式や出資金等の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金等による所得																													
給 与	給料、賃金、賞与等による所得	勤務先から 交付された 「源泉徴収票」 (原本)																												
	給与収入金額		所 得	190万円未満	給与所得控除額65万円(給与収入金額が65万円に満たないときは、収入金額相当)を差し引いた金額	190万円以上	給与所得の速算表 別表 3 により算出																							
	給与収入金額		所 得																											
	190万円未満		給与所得控除額65万円(給与収入金額が65万円に満たないときは、収入金額相当)を差し引いた金額																											
	190万円以上	給与所得の速算表 別表 3 により算出																												
	給与収入金額 … 社会保険料・源泉徴収税額等を差し引く前の金額																													
	所得金額調整控除																													
	次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合には、それぞれの計算式により計算した金額を上記により算出した給与所得(A)から控除します。																													
	(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合																													
	・ 本人が特別障害者に該当する																													
・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する																														
・ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する																														
計算方法 (給与等の収入金額(最高1,000万円)－850万円)×10%＝控除額(B)																														
※(2)にも該当する場合は(2)についても計算します。																														
(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合																														
給与所得控除後の給与所得(A)(最高10万円) … (ア)、公的年金等の雑所得(最高10万円) … (イ)																														
計算方法 (ア)＋(イ)－10万円＝控除額(C)																														
※(1)にも該当する場合は、給与所得(A)－(B)－(C)																														
雑	○ 公的年金(厚生年金・共済年金・各種年金基金・恩給等)等による所得																													
	公的年金に係る雑所得の速算表(A－B＝公的年金等に係る雑所得の金額)																													
	<table><tr><th colspan="2">昭和36年1月2日以後に生まれた人(65歳未満の人)</th><th colspan="2">昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)</th></tr><tr><th>公的年金等の収入金額(A)</th><th>控除額(B)</th><th>公的年金等の収入金額(A)</th><th>控除額(B)</th></tr><tr><td>130万円未満</td><td>600,000円</td><td>330万円未満</td><td>1,100,000円</td></tr><tr><td>130万円～</td><td>(A)×0.25＋275,000円</td><td>330万円～</td><td>(A)×0.25＋275,000円</td></tr><tr><td>410万円～</td><td>(A)×0.15＋685,000円</td><td>410万円～</td><td>(A)×0.15＋685,000円</td></tr><tr><td>770万円～</td><td>(A)×0.05＋1,455,000円</td><td>770万円～</td><td>(A)×0.05＋1,455,000円</td></tr><tr><td>1,000万円～</td><td>1,955,000円</td><td>1,000万円～</td><td>1,955,000円</td></tr></table>		昭和36年1月2日以後に生まれた人(65歳未満の人)		昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)		公的年金等の収入金額(A)	控除額(B)	公的年金等の収入金額(A)	控除額(B)	130万円未満	600,000円	330万円未満	1,100,000円	130万円～	(A)×0.25＋275,000円	330万円～	(A)×0.25＋275,000円	410万円～	(A)×0.15＋685,000円	410万円～	(A)×0.15＋685,000円	770万円～	(A)×0.05＋1,455,000円	770万円～	(A)×0.05＋1,455,000円	1,000万円～	1,955,000円	1,000万円～	1,955,000円
	昭和36年1月2日以後に生まれた人(65歳未満の人)		昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)																											
	公的年金等の収入金額(A)	控除額(B)	公的年金等の収入金額(A)	控除額(B)																										
	130万円未満	600,000円	330万円未満	1,100,000円																										
	130万円～	(A)×0.25＋275,000円	330万円～	(A)×0.25＋275,000円																										
	410万円～	(A)×0.15＋685,000円	410万円～	(A)×0.15＋685,000円																										
	770万円～	(A)×0.05＋1,455,000円	770万円～	(A)×0.05＋1,455,000円																										
	1,000万円～	1,955,000円	1,000万円～	1,955,000円																										
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が10,000,001円から20,000,000円の場合は10万円、20,000,001円以上の場合は20万円を上記の表の控除額(B)から減じます。																														
○ 業務に係る雑所得																														
原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得																														
○ その他の雑所得																														
生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得																														

収入金額及び 経費を確認で きる書類

種 類	内 容	添付する書類
総 合 譲 渡 時	○ 総合譲渡・・・機械、船舶、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 ○ 一時・・・懸賞金の賞金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物の拾得による報労金等による所得	
分離課税の譲渡	○ 分離短期、分離長期等・・・土地、建物等の譲渡による所得（短期、長期は所有期間で区分） ○ 株式等の譲渡所得 ○ 商品先物取引に係る雑所得	（要、分離課税用申告書）
山 林 所 得	山林（立木）を伐採して譲渡したこと等による所得	
退 職 所 得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払いの老齢給付金等の所得	

3 所得から差し引かれる金額（所得控除額）

種 類	内 容															
社 会 保 険 料 除 控	前年中にあなたや生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税、国民年金、介護保険、雇用保険、厚生年金、農業者年金等）について、あなたが支払った保険料の合計金額（生計を一にする親族の給与、年金から差し引かれている保険料は、その親族が支払った保険料になりますので、あなたが支払った保険料に含まれません。） ● 国民年金・国民年金基金については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付が必要です。															
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）と確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金等の合計金額															
生 命 保 険 料 除 控	受取人があなた及び生計を一にする親族で生命保険契約等に基づく前年中にあなたが支払った保険料、一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料、介護医療保険契約等に基づく保険料が控除対象となります。（控除額は、別表1参照） ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。 ● この控除を受けるときは、申告書に「支払証明書」、「領収書」等の添付が必要です。															
地 震 保 険 料 除 控	前年中にあなたが支払った地震保険料と、平成18年末までに締結した長期損害保険契約（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）で地震保険料控除の対象とならない支払保険料の合計金額（控除額は、別表2参照） ● この控除を受けるときは、申告書に「支払証明書」、「領収書」等の添付が必要です。															
寡 控 婦 除	控除額 26万円 下記⑯の「ひとり親」に当たらない人で、次の（1）～（3）のいずれにも当てはまる人 （1）合計所得金額が500万円以下であること （2）以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと															
ひ と り 親 除 控	控除額 30万円 現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次の（1）～（3）のいずれにも当てはまる人 （1）合計所得金額が500万円以下であること （2）総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと															
勤 労 学 生 除 控	あなたが大学や高校等の学生で、前年中の合計所得金額が85万円以下、かつ、配当所得、不動産所得等の自己の勤労によらない所得が10万円以下の人 控除額 26万円															
障 害 者 控 除	あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で心神喪失の常況にある人、知的障害、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳等の交付を受けている人、又は65歳以上の人で、障害の程度が、障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人 同居特別障害者…控除額 53万円 特別障害者…控除額 30万円 その他の障害者…控除額 26万円 ● 特別障害者とは、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人及び重度の知的障害者と判定された人をいいます。															
配 偶 者 控 除	令和7年12月31日（年の途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、あなたと生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人（内縁関係の人、青色事業専従者及び白色事業専従者の人は該当しません。） <table><tr><th rowspan="2">配 偶 者 の 年 齢 区 分</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額と控除額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	配 偶 者 の 年 齢 区 分	納税者本人の合計所得金額と控除額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 の 年 齢 区 分	納税者本人の合計所得金額と控除額															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下													
70歳未満	33万円	22万円	11万円													
70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円													
配 偶 者 特 別 除 控	あなたの前年中の所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の人（控除額は、別表4参照） ● この控除を受ける人は、配偶者の合計所得金額を記入してください。															

種 類	内 容			
扶 養 控 除	令和7年12月31日（年の途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人（青色事業専従者及び白色事業専従者の方は該当しません。）			
	控 除 の 内 訳			控 除 額
	一般の控除対象扶養親族		平成19年1月2日～平成22年1月1日、 昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ	33万円
	特定扶養親族		平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ	45万円
	老人扶養親族	同居老親等	昭和31年1月1日以前生まれ	45万円
同居老親等以外		昭和31年1月1日以前生まれで、同居していない扶養親族（あなたか配偶者の親・祖父母）	38万円	
● 平成22年1月2日以降に生まれた人は、年少扶養親族に該当し、控除額は0円となりますが、市・県税算定のため、扶養控除の申告をお願いします。				
特 定 親 族 特 別 控 除	あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の人（控除額は 別表5 参照）			
基 礎 控 除	納税者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
	控 除 額	43万円	29万円	15万円
雑 損 控 除	前年中にあなたや生計を一にする親族が災害、盗難等により住宅や家財等に損失を受けたとき（①と②のいずれか多い方の金額） ①（損失の金額－保険等で補填された金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②（災害関連支出の金額－保険等で補填された金額）－5万円			
医 療 費 控 除	従来の医療費控除 ○ 前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費（最高200万円） 控除額＝（支払った医療費－保険等で補填された金額）－（総所得金額の5%と10万円のいずれか少ない額） ● この控除を受けるときは、「 医療費控除の明細書 」が必要です。			
	セルフメディケーション税制（申告書内の医療費控除区分欄に、「1」を記入してください。） ○ 健康の保持増進等に対して一定の取組（ 別表6 参照）を行い、前年中に自己や生計を一にする親族のために支払った、特定医薬品等購入費（最高8万8千円） 控除額＝（実際に支払った特定医薬品等購入費の合計額－保険等で補填された金額）－1万2千円 ● この控除を受けるときは、「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取組（ 別表6 参照）を行ったことを明らかにする書類が必要です。			
	従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることはできません。			
	令和3年度から医療費等の領収書の添付・提示が不要となりましたが、5年間自宅等で保管が必要となります。			

別表 1 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料控除額計算表

契約時期	支払保険料の金額	生命保険料	個人年金保険料	介護医療保険料	控除限度額	
平成23年 12月31日以前 (旧契約)	～15,000円	各支払保険料			生命保険	35,000円
	15,001円～40,000円	各支払保険料×1/2+7,500円			個人年金	35,000円
	40,001円～70,000円	各支払保険料×1/4+17,500円			介護医療	
	70,001円～	各限度額 35,000円			合計限度額	70,000円
平成24年 1月1日以後 (新契約)	～12,000円	各支払保険料			生命保険	28,000円
	12,001円～32,000円	各支払保険料×1/2+6,000円			個人年金	28,000円
	32,001円～56,000円	各支払保険料×1/4+14,000円			介護医療	28,000円
	56,001円～	各限度額 28,000円			合計限度額	70,000円

※旧契約と新契約、双方の適用を受ける場合は各計算方法を適用したものを合計します（ただし、限度額28,000円）。

別表 2 地震保険料控除額計算表

保 険 料 の 区 分	支 払 保 険 料 の 金 額	支 払 保 険 料 の 計 算 方 法	
地震保険料のみを支払った場合	～ 50,000円	支払地震保険料× 1/2	①
	50,001円～	限度額 25,000円	
長期損害保険料のみを支払った場合 （保険期間が10年以上で満期戻金があるもの）	～ 5,000円	支払損害保険料の合計額	②
	5,001円～15,000円	支払損害保険料の合計額× 1/2 + 2,500円	
	15,001円～	限度額 10,000円	
地震保険料と長期損害保険料の両方を支払った場合	①の支払地震保険料+②の支払長期損害保険料 （最高限度額 25,000円）		

※1の契約で地震保険と長期損害保険の両方を支払う保険の場合は、地震保険か長期損害保険のいずれか一方を選択して控除を受けてください。

別表 3 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	
～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	(A)－650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	(B)	(B)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)÷4 (千円未満の端数を切捨)	(B)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	(A)－1,950,000円	

別表 4 配偶者特別控除額一覧表

		納税者本人の合計所得金額と控除額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

別表5 特定親族特別控除額一覧表

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	控除額
58万円超 95万円以下（123万円超 160万円以下）	45万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円
123万円超（188万円超）	0円（適用なし）

別表6 一定の取組

- ① 保険者が実施する健康診断【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市が健康増進事業として実施するがん検診

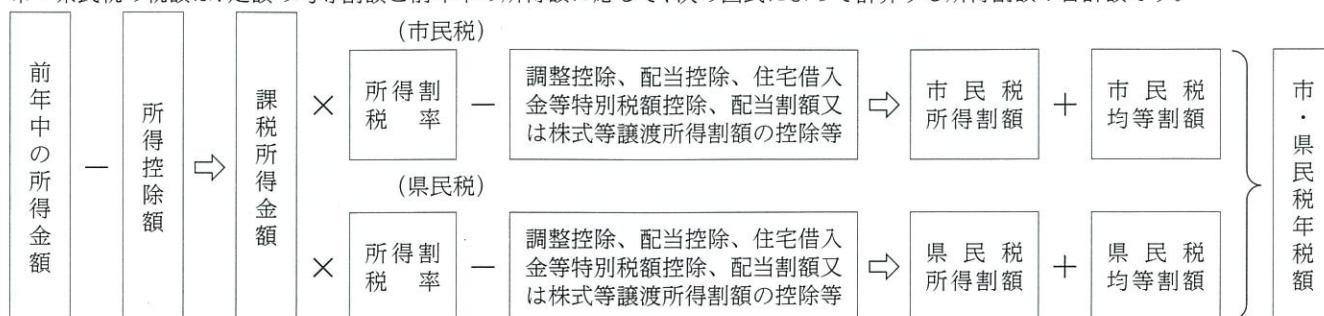
○白色専従者給与（控除）

あなたと生計を一にする親族で、あなたの事業に6か月を超えて従事している人がいる場合、①か②のいずれか少ない額が控除されます。

- ① 配偶者 86万円 その他 50万円
- ② (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)

4 税額の計算方法

市・県民税の税額は、定額の均等割額と前年中の所得額に応じて、次の図式によって計算する所得割額の合計額です。



※課税所得金額は、千円未満を切り捨てます。また、市・県民税年税額は、市民税、県民税ごとに百円未満を切り捨てて合算して計算します。

5 市・県民税の税率

(1) 均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,500円 (1,000円+水と緑の森づくり税500円)

※森林環境税(国税) 1,000円を併せて徴収します。

(2) 所得割額 課税所得割 = 課税所得金額 × 税率 - 税額控除

※税率

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

6 税額控除

(1) 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別控除可能額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなるような場合は、給与支払報告書又は、確定申告書の提出をもって、市・県民税の所得割額から控除されます。

(2) 配当割額・株式等譲渡所得割の控除

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割額や株式等譲渡所得割額を特別徴収（源泉徴収）された場合で、その所得を申告された人は特別徴収された配当割額や株式等譲渡所得割額が算出された所得割から控除されます。

(3) 配当控除（利益の配当等）に対する税額控除率

課税所得金額	税額控除率	
	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0.8%	0.6%

（配当控除額 = 配当所得金額 × 税額控除率） 証券投資信託等の場合は、率が異なります。

(4) 寄附金税額控除 ※この控除を受けるときは、「寄付先が発行した領収書（証明書）」が必要です。

対象の寄附金	(1) 地方公共団体に対する寄附金 (2) 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社の支部に対する寄附金 (3) 所得税での対象寄附金のうち地方公共団体が条例で指定した寄附金 等
控除対象額	2,000円を超える金額
基本控除額	(寄附金の合計額 - 2,000円) × 10% を税額控除
特例控除額（ふるさと納税）	対象は、上記の(1)のみです。 (寄附金額 - 2,000円) × (90% - (0% ~ 45%の所得税の税率) × 1.021) を税額控除

- ・控除対象額の上限は、総所得金額等の30%です。
- ・所得税の税率は、所得税計算に用いた税率で計算します。
- ・特例控除額の上限は、市・県民税所得割額の20%です。
- ・ふるさと寄附金税額控除額 = 基本控除額 + 特例控除額

市民税・県民税の申告に関する問合せ先

小矢部市総務部税務課 〒932-8611 小矢部市本町1番1号 電話 0766-67-1760 内線 721-724-725

※0000000000